

平成 31 年度着手
令和 6 年度(第 1 回変更)

県営土地改良事業計画概要書

(農地環境整備事業)

しも やま
下山地区

目 次

〔 県営土地改良事業の変更事項 〕	1
〔 全 体 〕	3
〔 農業用排水施設整備（用水） 〕	16
〔 農業用排水施設整備（排水） 〕	25
〔 農 地 保 全 〕	34
〔 暗 渠 排 水 〕	43
〔 区 画 整 理 〕	52

〔 県営土地改良事業の変更事項 〕

1. 変更内容

	変更事項	変更前	変更後	増減	備考
受益面積	全体	78.1ha	71.3ha	△6.8ha	編入：0.7ha 除外：7.5ha
	農業用排水施設整備(用水)	72.8ha	66.2ha	△6.6ha	編入：0.2ha 除外：6.8ha
	農業用排水施設整備(排水)	55.3ha	49.9ha	△5.4ha	編入：1.2ha 除外：6.6ha
	農地保全	2.5ha	3.3ha	0.8ha	編入：1.5ha 除外：0.7ha
	暗渠排水	4.0ha	4.3ha	0.3ha	編入：1.1ha 除外：0.8ha
	区画整理	0.4ha	0.4ha	-ha	編入：-ha 除外：-ha
事業量	農業用排水施設整備(用水)	18.1km	16.4km	△1.7km	
	農業用排水施設整備(排水)	16.7km	13.5km	△3.2km	
	農地保全	2.5ha	3.3ha	0.8ha	
	暗渠排水	4.0ha	4.3ha	0.3ha	
	区画整理	0.4ha	0.4ha	-ha	
事業費	全体	1,647,000 千円	2,701,312 千円	1,054,312 千円	事務的経費を除く
	農業用排水施設整備(用水)	629,000 千円	919,186 千円	290,186 千円	事務的経費を除く
	農業用排水施設整備(排水)	977,000 千円	1,713,595 千円	736,595 千円	事務的経費を除く
	農地保全	20,000 千円	42,749 千円	22,749 千円	事務的経費を除く
	暗渠排水	16,000 千円	21,810 千円	5,810 千円	事務的経費を除く
	区画整理	5,000 千円	3,972 千円	△1,028 千円	事務的経費を除く
	工期	令和元年度 ～令和6年度	令和元年度 ～令和12年度	6年	

2. 変更を必要とする理由

農業用用水施設整備（用水）は事業実施にあたり、地元調整をするなかで、路線の見直し（追加、削除）などにより、事業量の変更が生じた。併せて、受益面積及び事業費の変更が生じた。

農業用用水施設整備（排水）は事業実施にあたり、地元調整をするなかで、路線の見直し（追加、削除）などにより、事業量の変更が生じた。併せて、受益面積及び事業費の変更が生じた。

農地保全は事業実施にあたり、地元調整をするなかで、農地保全ヶ所の見直し（追加、削除）などにより、事業量の変更が生じた。併せて、受益面積及び事業費の変更が生じた。

暗渠排水は事業実施にあたり、地元調整をするなかで、暗渠排水区域の見直し（追加、削除）などにより、事業量の変更が生じた。併せて、受益面積及び事業費の変更が生じた。

区画整理は実施設計費の精査により、事業費の変更が生じた。

工期については事業実施にあたり、工区が点在し、ほ場間の高低差及び狭あいな区画により地形的な制約があるため変更が必要となった。また、山からの伏流水や積雪で施工に支障がある中、1度の農閑期内に改修できる事業量が限られ、小規模工事とならざるを得ないため事業進捗に遅れが生じた。よって完了予定をR6からR12に変更する。

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

用水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

農地保全（土地改良法第2条第2項第7号農地保全）

暗渠排水（土地改良法第2条第2項第7号暗渠排水）

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号区画整理）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より東におよそ20km離れている。旧下山村地域の内、花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、蘭町、黒坂町の6町から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和40年から平成12年にかけての県営ほ場整備及びその他ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後20～50年程度が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

また、一部農地においては排水不良のため農地が湿田化している上、山間地で急勾配のため農地法面の崩れ等の問題が起こっている。

本事業は、これら老朽化した施設の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(69.5) 63.1	(8.4) 8.0	0.2	(78.1) 71.3	—	—	—	(78.1) 71.3
計 画	(69.5) 63.1	(8.4) 8.0	0.2	(78.1) 71.3	—	—	—	(78.1) 71.3

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 花沢町・蕪木町・下山田代町・田折町・蘭町・黒坂町

第2節．地積

(平成 30) (11)

(令和 7 年 1 月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(69.5) 63.1	(8.4) 8.0	0.2	(78.1) 71.3	—	—	—	(78.1) 71.3

登記簿地積による

第3節．現況

(1) 地域及び土質等

本地区は、豊田市の中東部に位置する一級河川郡界川沿いに広がる標高 300m～700m 程度の、水稻を中心とした農業地帯である。水田土壌は強グライ土壌壤土還元型(Te-1)、黄褐色土壌壤土型(Hi-1)、灰色土壌砂土型(Kh-1)、灰色土壌壤土型(Hz-1)、灰褐色土壌壤土型(0t-1)、畑土壌は柏原統(Ka-1)、高雄統(Tk-1)の7系統である。

(2) 水利状況

用水は一級河川郡界川、大桑川及びその支流と溪流より取水しており、開水路(U型水路)により各ほ場に配水している。

排水は、一級河川郡界川、大桑川を排水本川として排水している。

用水路、排水路ともに、施工後 20～50 年程度が経過しており、老朽化や不等沈下により断面不足、流水障害を起こし維持管理に多大な労力を費やしている。

(3) 道路状況

本地区の中心を国道 301 号が東西に横断しており、豊田市中心部への重要な道路となっており、大半の地区内道路はこれらに接続している。

(4) 営農状況

経営規模は1戸当たり田が 0.5ha、畑が 0.1ha の平均約 0.6ha となっている。水稻主体の農業地帯であるが、畑作物としてナスや小菊、シクラメンなどが栽培されている。

(5) 地域環境の概況

豊田市下山地区は、標高が 300m から 700m 程度の、河川や溪流沿いに農業地帯が広がる中山間地域である。本地区の農業は水稻が主体であり、かんがい期になると水を張った水田に多くのカエル類やそれを食するヘビ、野鳥など多くの生き物が見られる。これらの水は洞ごとの湧水であり、水を保つ森林の保全と合わせて農業が営まれている。

こうした環境の維持、保全には農業の絶え間ない管理と育成の努力が必要であるが、近年過疎化とともに後継者不足が進み、公益機能や生態系機能の低下が危惧されている。

第3章 基本計画

(78.1ha)

本事業の受益面積は、71.3haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
全体	(69.5) 63.1	(8.4) 8.0	0.2	(78.1) 71.3
農業用排水施設整備（用水）	(65.3) 59.2	(7.3) 6.9	(0.2) 0.1	(72.8) 66.2
農業用排水施設整備（排水）	(50.5) 45.6	(4.7) 4.2	(0.1) 0.1	(55.3) 49.9
農地保全	(2.1) 2.9	0.4	—	(2.5) 3.3
暗渠排水	(4.0) 4.3	—	—	(4.0) 4.3
区画整理	0.4	—	—	0.4

※重複分含む

第1節．農業用排水施設整備（用水）

用水路及び附帯する施設を改修し、水資源の有効利用、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第2節．農業用排水施設整備（排水）

排水路及び附帯する施設を改修し、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第3節．農地保全

承水路及び法面を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第4節．暗渠排水

暗渠排水を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第5節．区画整理

不整形となっている農地を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大を防止する。

第6節．環境配慮

本地区は、豊田市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮区域となっている。

地区内の用排水路には、水生生物が見られ良好な生物生息空間が確保されているため、生息環境の保全に配慮していくものとする。

工事の施工においては、各所に魚巢ブロックや合流柵、脱出用ネットを設置し、小流量時の避難場所を確保するとともに水生植物の生息場所を確保し、地区内に生息する水生生物の生育環境を保全する。

施工時期は保全対象生物が少ない時期を選ぶこととする。また、濁水及び土砂流出の防止を図るとともに、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械を使用し、周辺環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業下山地区として、

(18.1)

用水路工 16.4km

(16.7)

排水路工 13.5km

(17)

農地保全（法面保護・承水路工） 23箇所

(4.0)

暗渠排水 4.3ha

区画整理 0.4ha

を施工する。

予定工期

着手 令和元年度

(6)

完了 令和12年度（予定）

第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業下山地区により造成された土地改良施設は下山土地改良区及び各受益者が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※ ¹	事務的経費※ ²	合計
農業用排水施設整備（用水）	(629,000)	(44,570)	(673,570)
	919,186 千円	59,806 千円	978,992 千円
農業用排水施設整備（排水）	(977,000)	(69,320)	(1,046,320)
	1,713,595 千円	102,523 千円	1,816,118 千円
農地保全	(20,000)	(1,420)	(21,420)
	42,749 千円	2,532 千円	45,281 千円
暗渠排水	(16,000)	(1,110)	(17,110)
	21,810 千円	1,535 千円	23,345 千円
区画整理	(5,000)	(350)	(5,350)
	3,972 千円	154 千円	4,126 千円
合計	(1,647,000)	(116,770)	(1,763,770)
	2,701,312 千円	166,550 千円	2,867,862 千円

（平成 30）

（令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがある。）

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号（設）農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(95, 125) 148, 180 千円	(15, 146) 23, 756 千円	
品 質 向 上 効 果	(2, 389) 2, 795 千円	— 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	(△3, 491) △3, 422 千円	(853) 987 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△3, 279) △2, 999 千円	(5, 286) 6, 193 千円	
景 観 ・ 環 境 保 全 効 果	— 18, 634 千円	— 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(9, 808) 18, 182 千円	— 千円	
合 計	(100, 552) 181, 370 千円	(21, 285) 30, 936 千円	

< 参考 >

	(1, 380, 589)	
① 当該事業費	: 2, 586, 138 千円	
	(264, 705)	
② その他費用	: 628, 072 千円	
	(1, 645, 294)	
③ 総費用 (①+②)	: 3, 214, 210 千円	
	(1, 190)	
④ 年償還額	: 1, 877 千円/年	
	(72)	
④' うち機能向上分	: 148 千円/年	
	(100, 552)	
⑤ 年総効果 (便益) 額	: 181, 370 千円/年	
	(36, 437)	
⑥ 現況年総農業所得額	: 48, 872 千円/年	
	(21, 285)	
⑦ 年総増加農業所得額	: 30, 936 千円/年	
	(46)	
評価期間	: 52 年	

割引率	:	0.04	
		(2,019,207)	
⑧ 総便益額	:	4,591,107	千円
		(1.22)	
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.42	≥ 1.0
		(0.033)	
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.038	≤ 0.2
		(0.003)	
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷ ⑦)	:	0.005	≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

県営農地環境整備事業下山地区においては、本土地改良事業のほかに土地改良法に基づかない事業として保全管理区域における排水路及び農地保全整備を行う予定である。概算の事業費は29,920千円である。

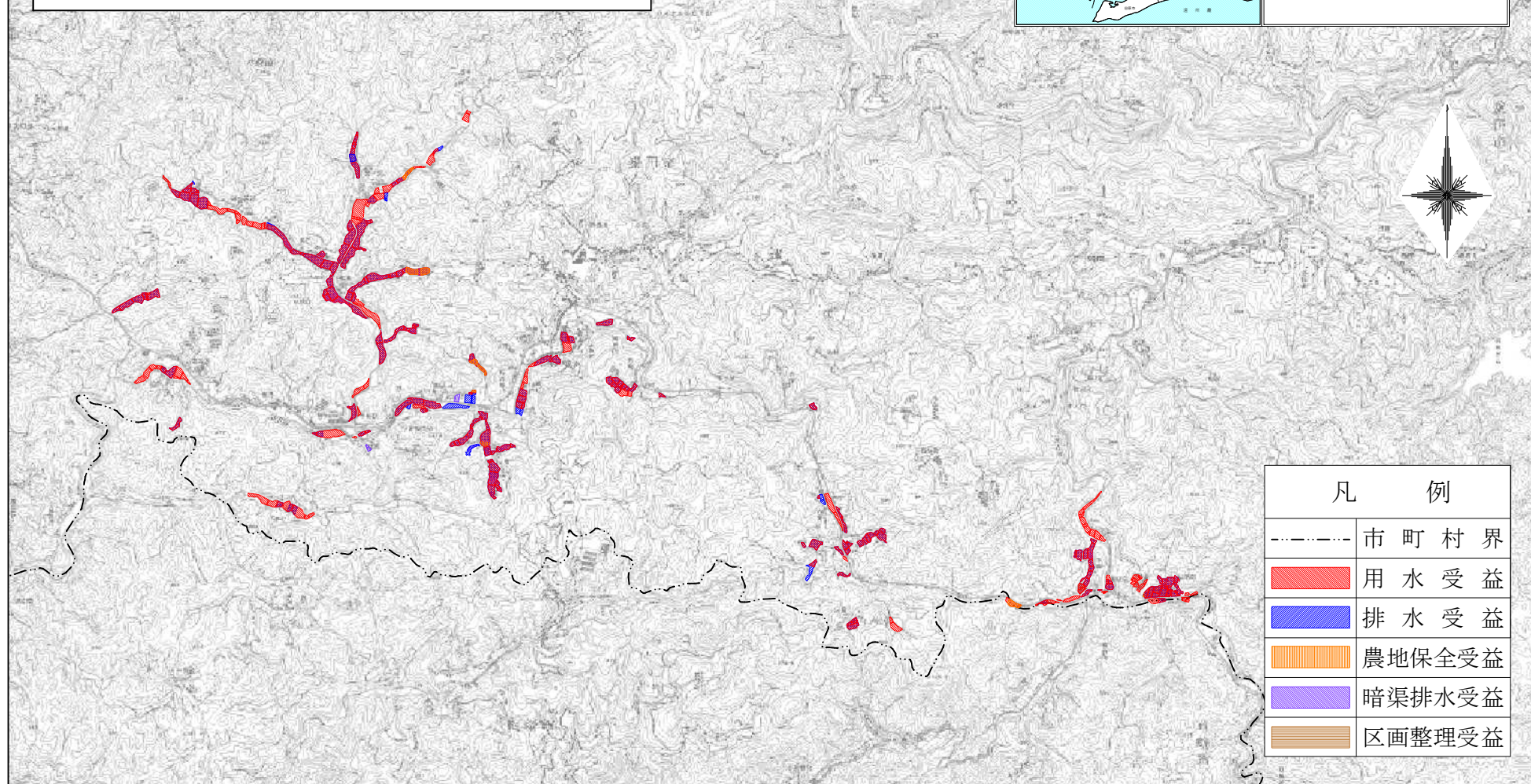
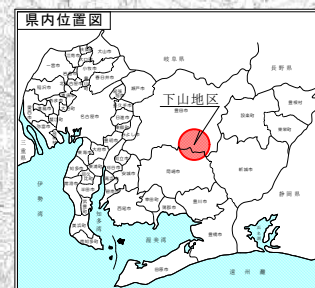
第9章 計画概要図

次頁のとおり

令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更後）

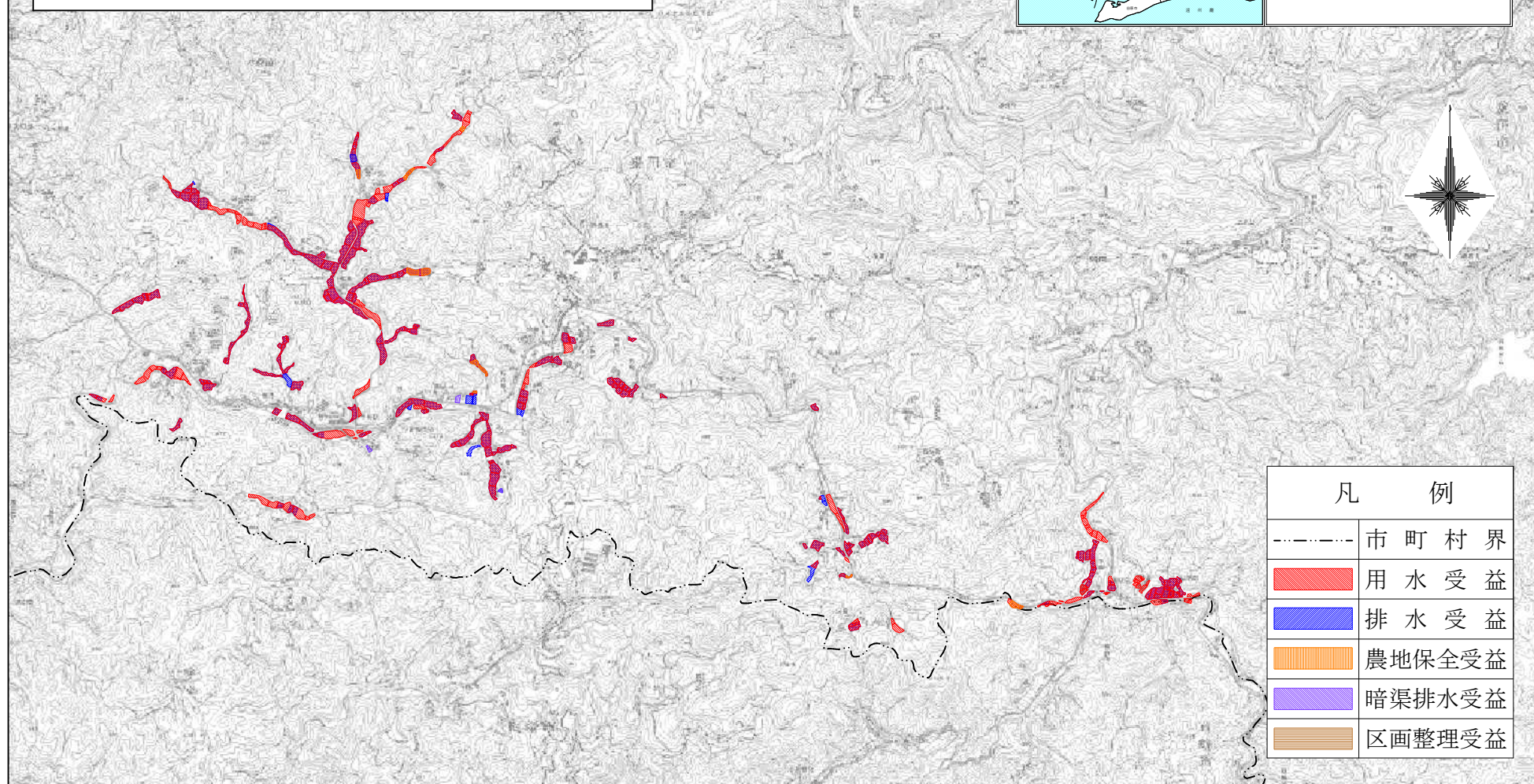
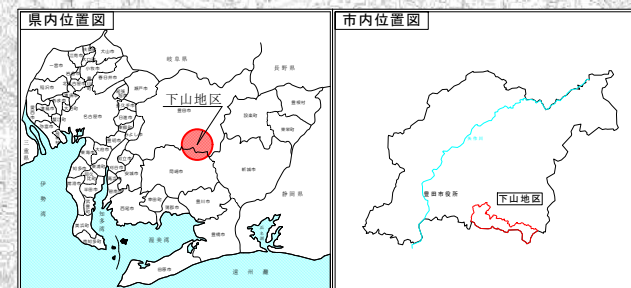
縮尺 1/50,000



令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更前）

縮尺 1/50,000



Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

下山土地改良区、各受益者

2．管理すべき施設の種類

用水路及び附帯する施設・排水路及び附帯する施設は、下山土地改良区が、承水路及び法面・暗渠排水・区画整理は各受益者がそれぞれ管理する。

3．貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

	(3,930)
年間管理費	約 3,692 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（下山地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(1,764)	
費 用	2,868	百万円
	(1,647)	
事業費 ^{※1)}	2,701	百万円
	(117)	
事務的経費 ^{※2)}	167	百万円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (用水)	55	30	12.5	2.5	
農業用排水施設整備 (排水)	55	30	15	—	
農地保全	55	30	12.5	2.5	
暗渠排水	55	30	12.5	2.5	
区画整理	55	30	6	9	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (用水)	—	100	—	—	
農業用排水施設整備 (排水)	—	100	—	—	
農地保全	—	100	—	—	
暗渠排水	—	100	—	—	
区画整理	—	100	—	—	

※測量試験費は市町村負担 15%

3. 土地改良法第91条の規定による分担金及び負担金の納入方法

(ア) 農家（法3条資格者等）

本事業の施行に係る地域を地区とする下山土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和40年条例第19号）第2条第1項の規定により、愛知県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金額を負担する。

(イ) 市町村負担

本事業の施行に係る地域の豊田市は、法第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

下山土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途にするため所有権の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。

〔 農業用排水施設整備（用水） 〕

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

用水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より東におよそ20km離れている。旧下山村地域の内、花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、蘭町、黒坂町の6町から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和40年から平成12年にかけての県営ほ場整備及びその他ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後20～50年程度が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

本事業は、これら老朽化した用水路の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(65.3) 59.2	(7.3) 6.9	(0.2) 0.1	(72.8) 66.2	—	—	—	(72.8) 66.2
計 画	(65.3) 59.2	(7.3) 6.9	(0.2) 0.1	(72.8) 66.2	—	—	—	(72.8) 66.2

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 花沢町・蕪木町・下山田代町・田折町・蘭町・黒坂町

第2節. 地積

(平成30)(11)

(令和7年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(65.3) 59.2	(7.3) 6.9	(0.2) 0.1	(72.8) 66.2	—	—	—	(72.8) 66.2

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

〔 全 体 〕と同じ

(2) 水利状況

用水は一級河川郡界川、大桑川及びその支流と溪流より取水しており、開水路（U型水路）により各ほ場に配水している。

用水路は施工後 20～50 年程度が経過しており、老朽化や不等沈下により断面不足、流水障害を起こし維持管理に多大な労力を費やしている。

(3) 道路状況

〔 全 体 〕と同じ

(4) 営農状況

〔 全 体 〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔 全 体 〕と同じ

第3章 基本計画

(72.8)

本事業の受益面積は、66.2ha である。

(単位：ha)

事 業 名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備（用水）	(65.3) 59.2	(7.3) 6.9	(0.2) 0.1	(72.8) 66.2

第1節. 農業用排水施設整備（用水）

用水路及び附帯する施設を改修し、水資源の有効利用、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節. 環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業下山地区として、

(18.1)

用水路工 16.4km を施工する。

予定工期

着手 令和 元年度

(6)

完了 令和 12 年度 (予定)

第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業下山地区により造成された土地改良施設は下山土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農業用排水施設整備 (用水)	(629,000)	(44,570)	(673,570)
	919,186 千円	59,806 千円	978,992 千円
合 計	(629,000)	(44,570)	(673,570)
	919,186 千円	59,806 千円	978,992 千円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(44,606) 51,492 千円	(24) 30 千円	
品 質 向 上 効 果	(2,002) 1,710 千円	— 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	(△4,344) △4,409 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△1,623) △1,545 千円	(2,556) 3,126 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(5,189) 9,356 千円	— 千円	
計	(45,830) 56,604 千円	(2,580) 3,156 千円	

<参考>

	(528,803)	
① 当該事業費	: 876,006 千円	
	(133,170)	
② その他費用	: 193,956 千円	
	(661,973)	
③ 総費用 (①+②)	: 1,069,962 千円	
	(1,095)	
④ 年償還額	: 1,729 千円/年	
④' うち機能向上分	: — 千円/年	
	(45,830)	
⑤ 年総効果（便益）額	: 56,604 千円/年	
	(25,830)	
⑥ 現況年総農業所得額	: 36,593 千円/年	
	(2,580)	
⑦ 年総増加農業所得額	: 3,156 千円/年	
	(46)	
評価期間	: 52 年	
割引率	: 0.04	
	(947,910)	
⑧ 総便益額	: 2,103,508 千円	

			(1.43)	
⑨	総費用総便益比	(⑧÷③)	:	1.96 ≥ 1.0
				(0.042)
⑩	総所得償還率	(④÷⑥)	:	0.047 ≤ 0.2
⑪	増加所得償還率	(④' ÷ ⑦)	:	— ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

〔全体〕と同じ

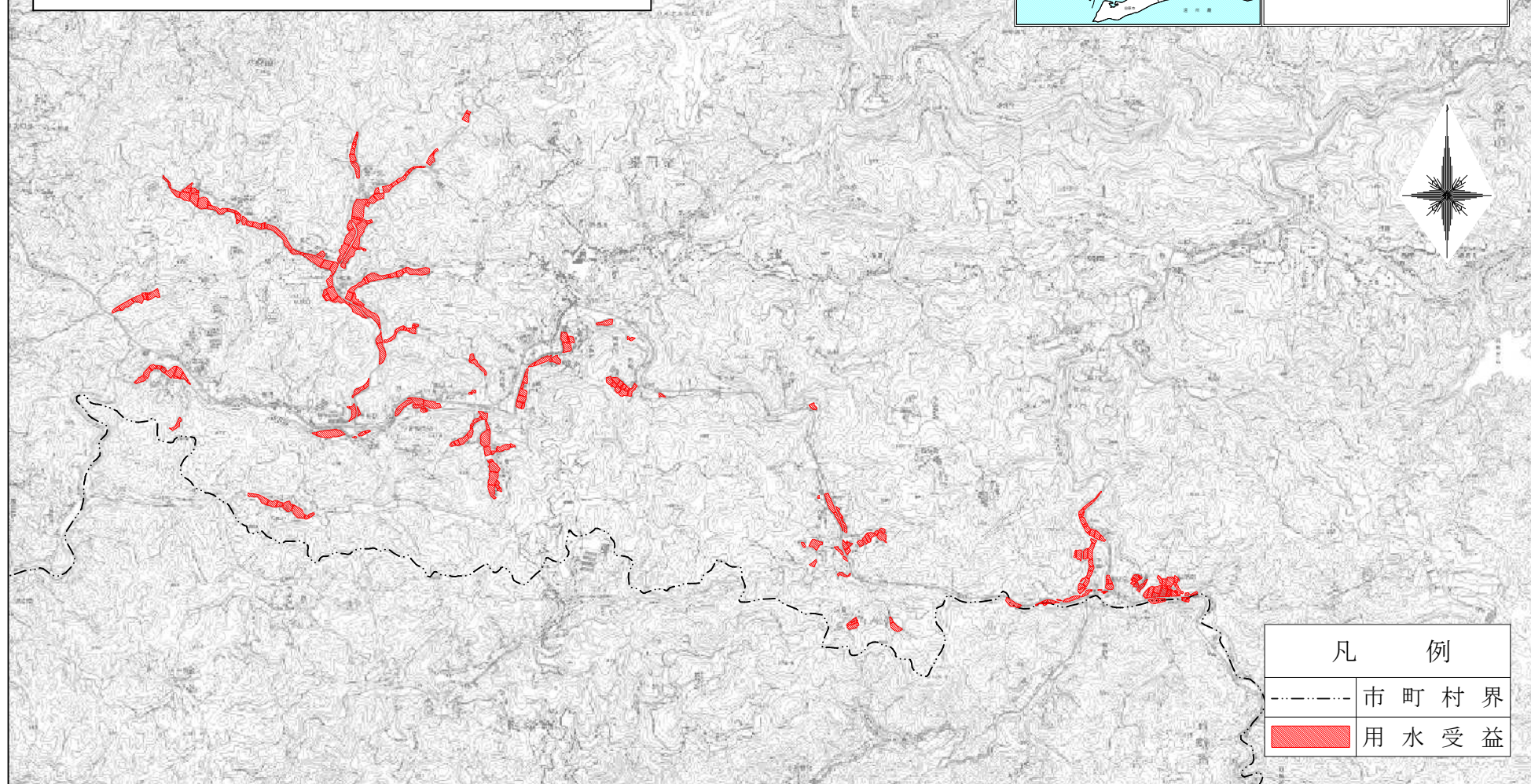
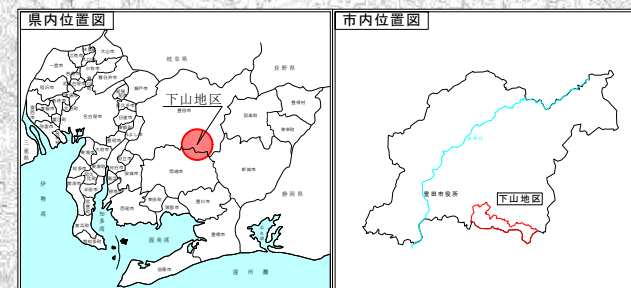
第9章 計画概要図

次頁のとおり

令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更後）

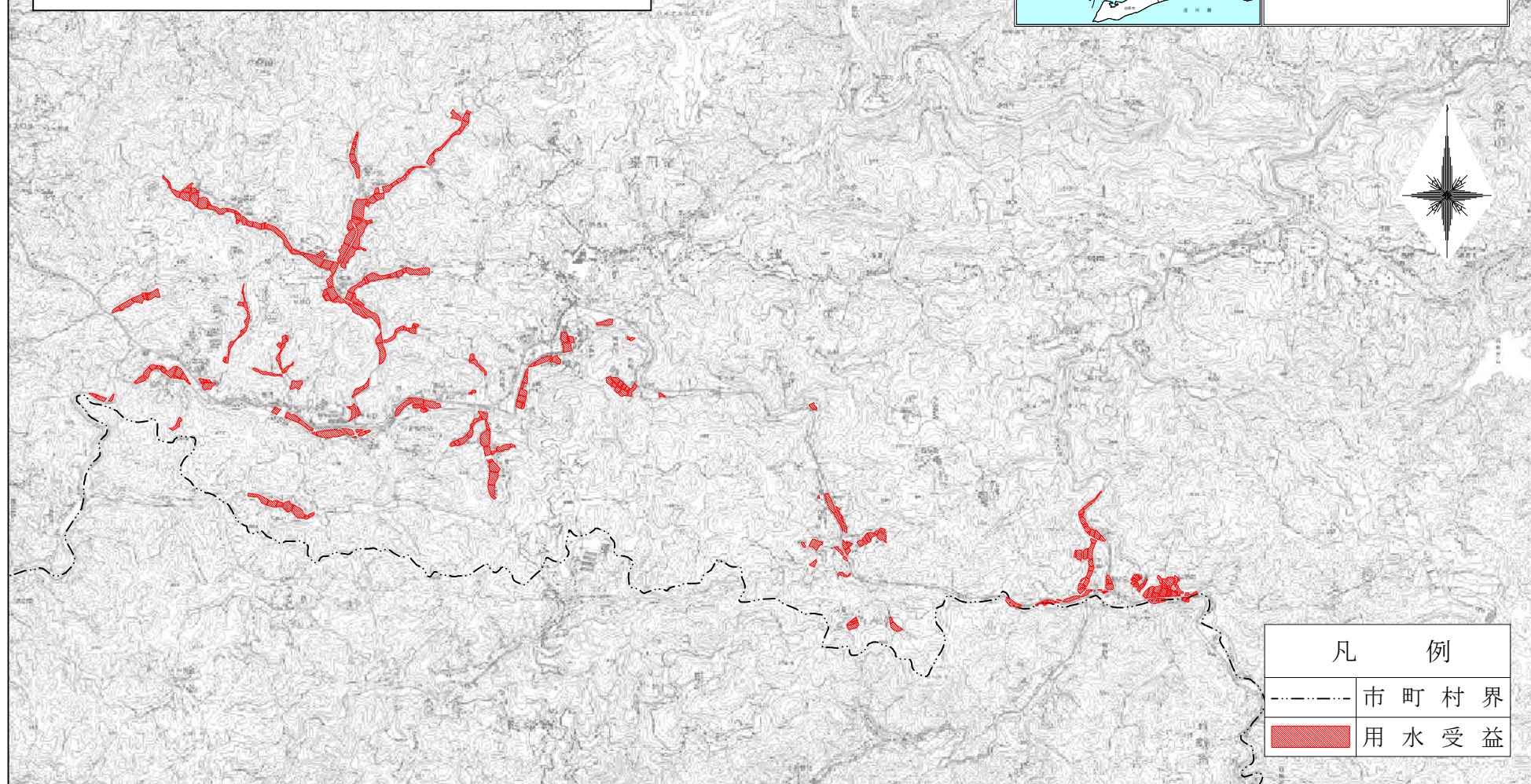
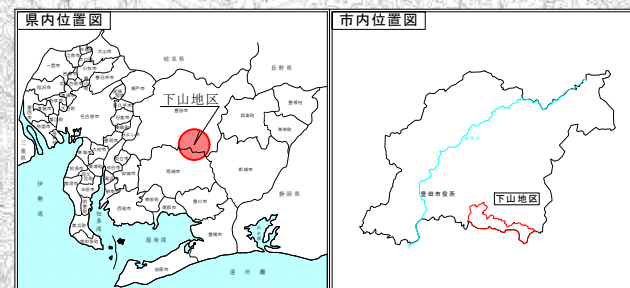
縮尺 1/50,000



令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更前）

縮尺 1/50,000



Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

下山土地改良区

2．管理すべき施設の種類

用水路及び附帯する施設

3．貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(1,872)

年間管理費 約 1,810 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（下山地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

(674)
費 用 979 百万円

(629)
事 業 費^{※1)} 919 百万円

(45)
事務的経費^{※2)} 60 百万円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (用水)	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (用水)	—	100	—	—	

3. 土地改良法第 9 1 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

〔 全 体 〕と同じ

4. 地元負担の予定基準

〔 全 体 〕と同じ

5. 特別徴収金

〔 全 体 〕と同じ

〔 農業用排水施設整備(排水) 〕

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より東におよそ20km離れている。旧下山村地域の内、花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、蘭町、黒坂町の6町から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和40年から平成12年にかけての県営ほ場整備及びその他ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後20～50年程度が経過し開水路は老朽化及び不等沈下による流水阻害や断面不足を起こし、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

本事業は、これら老朽化した排水路の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(50.5) 45.6	(4.7) 4.2	0.1	(55.3) 49.9	—	—	—	(55.3) 49.9
計 画	(50.5) 45.6	(4.7) 4.2	0.1	(55.3) 49.9	—	—	—	(55.3) 49.9

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 花沢町・蕪木町・下山田代町・田折町・蘭町・黒坂町

第2節．地積

(平成30)(11)

(令和7年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(50.5) 45.6	(4.7) 4.2	0.1	(55.3) 49.9	—	—	—	(55.3) 49.9

登記簿地積による

第3節．現況

(1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

(2) 水利状況

排水は、一級河川郡界川、大桑川を排水本川として排水している。

排水路は、施工後20～50年程度が経過しており、老朽化や不等沈下により断面不足、流水障害を起こし維持管理に多大な労力を費やしている。

(3) 道路状況

〔全体〕と同じ

(4) 営農状況

〔全体〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

第3章 基本計画

(55.3)

本事業の受益面積は、49.9haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農業用排水施設整備(排水)	(50.5) 45.6	(4.7) 4.2	0.1	(55.3) 49.9

第1節．農業用排水施設整備(排水)

排水路及び附帯する施設を改修し、維持管理費の軽減を図るとともに、優良農地の保全と

農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節．環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節．工事

工事は、県営農地環境整備事業下山地区として、

(16.7)

排水路工 13.5km を施工する。

予定工期

着手 令和 元年度

(6)

完了 令和 12 年度（予定）

第2節．管理の要領

県営農地環境整備事業下山地区により造成された土地改良施設は下山土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合 計
農業用排水施設整備（排水）	(977,000) 1,713,595 千円	(69,320) 102,523 千円	(1,046,320) 1,816,118 千円
合 計	(977,000) 1,713,595 千円	(69,320) 102,523 千円	(1,046,320) 1,816,118 千円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(51,409) 76,869 千円	(15,413) 23,300 千円	
品 質 向 上 効 果	(386) 344 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△1,564) △1,354 千円	(2,473) 2,797 千円	
景 観 ・ 環 境 保 全 効 果	(—) 18,634 千円	— 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(4,730) 7,758 千円	— 千円	
計	(54,961) 102,251 千円	(17,886) 26,097 千円	

<参考>

	(817,478)
① 当該事業費	: 1,647,402 千円
	(125,210)
② その他費用	: 407,546 千円
	(942,688)
③ 総費用 (①+②)	: 2,054,948 千円
④ 年償還額	: — 千円/年
④' うち機能向上分	: — 千円/年
	(54,961)
⑤ 年総効果(便益)額	: 102,251 千円/年
	(21,593)
⑥ 現況年総農業所得額	: 29,816 千円/年
	(17,886)
⑦ 年総増加農業所得額	: 26,097 千円/年
	(46)
評価期間	: 52 年
割引率	: 0.04
	(1,079,761)
⑧ 総便益額	: 2,461,390 千円

(1.14)

⑨	総費用総便益比	(⑧÷③)	:	1.19	≥ 1.0
⑩	総所得償還率	(④÷⑥)	:	—	≤ 0.2
⑪	増加所得償還率	(④' ÷ ⑦)	:	—	≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

〔 全 体 〕と同じ

第9章 計画概要図

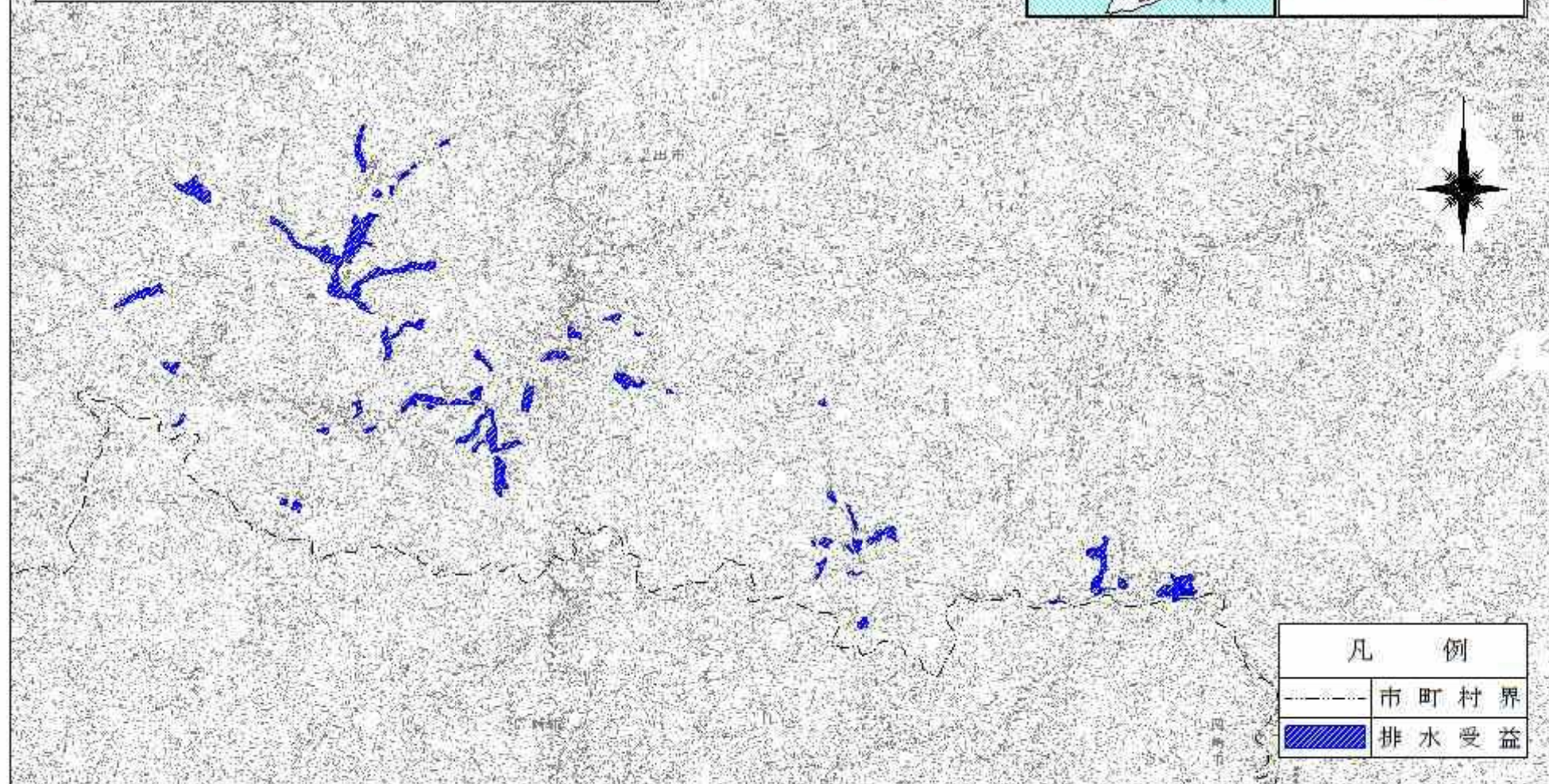
次頁のとおり

令和元年度 新規採択

令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

下山地区 計画概要図（変更後）

縮尺 1/50,000

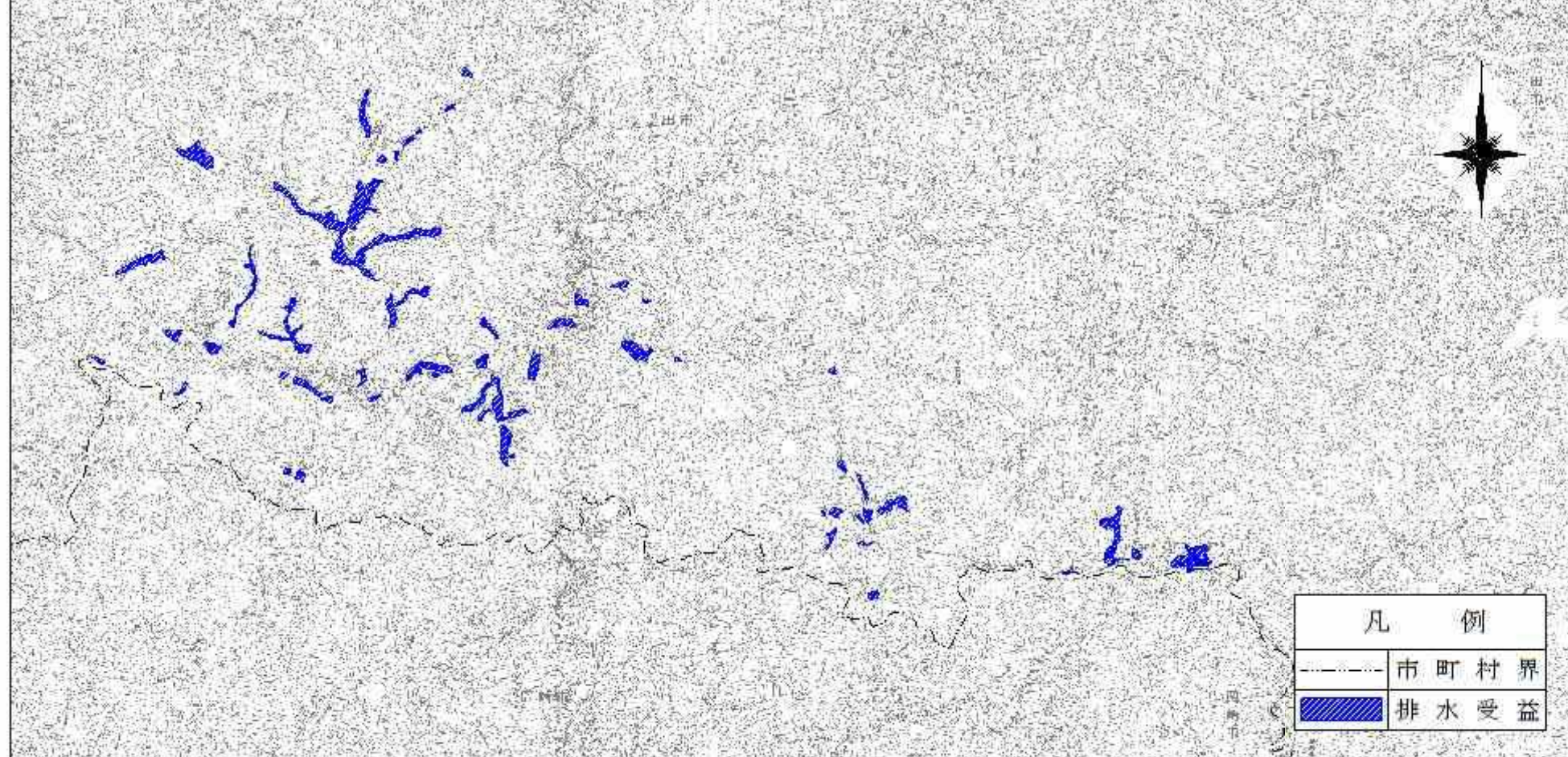


令和元年度 新規採択

令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

下山地区 計画概要図（変更前）

縮尺 1/50,000



Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

下山土地改良区

2．管理すべき施設の種類

排水路及び附帯する施設

3．貯水、放流、取水又は排水に関する事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(1,813)

年間管理費 約 1,619 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（下山地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(1,046)
費 用	1,816 百万円
	(977)
事業費 ^{※1)}	1,713 百万円
	(69)
事務的経費 ^{※2)}	103 百万円
	(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農業用排水施設整備 (排水)	55	30	15	—	
(事務的経費)					
農業用排水施設整備 (排水)	—	100	—	—	

(注) 国及び県が負担する金額以外の負担金は、豊田市が全額負担する。

3. 土地改良法第 91 条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の豊田市は、法第 91 条第 6 項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

[全 体] と同じ

〔 農地保全 〕

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

農地保全（土地改良法第2条第2項第7号農地保全）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より東におよそ 20km 離れている。旧下山村地域の内、花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、蘭町、黒坂町の 6 町から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和 40 年から平成 12 年にかけての県営ほ場整備及びその他ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後 20～50 年程度が経過し、一部農地においては排水不良のため農地が湿田化している上、山間地で急勾配のため農地法面の崩れ等の問題が起こり、日々の水管理に多大な労力を費やしている。

本事業は、これら老朽化した施設の整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

第3節. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(2.1) 2.9	0.4	—	(2.5) 3.3	—	—	—	(2.5) 3.3
計 画	(2.1) 2.9	0.4	—	(2.5) 3.3	—	—	—	(2.5) 3.3

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 花沢町・下山田代町・蘭町・黒坂町

第2節．地積

(平成30)(11)

(令和7年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(2.1) 2.9	0.4	—	(2.5) 3.3	—	—	—	(2.5) 3.3

登記簿地積による

第3節．現況

(1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

(2) 水利状況

〔全体〕と同じ

(3) 道路状況

〔全体〕と同じ

(4) 営農状況

〔全体〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

第3章 基本計画

(2.5)

本事業の受益面積は、3.3haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
農地保全	(2.1) 2.9	0.4	—	(2.5) 3.3

第 1 節．農地保全

承水路及び法面を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第 2 節．環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第 4 章 工事又は管理の要領

第 1 節．工事

工事は、県営農地環境整備事業下山地区として、

(17)

農地保全（法面保護・承水路工） 23 箇所 を施工する。

予定工期

着手 令和 元年度

(6)

完了 令和 12 年度（予定）

第 2 節．管理の要領

県営農地環境整備事業下山地区により造成された土地改良施設は各受益者が管理する。

第 5 章 換地の要領

該当なし

第 6 章 費用の概算

事 業 名	事業費※ ¹⁾	事務的経費※ ²⁾	合 計
農地保全	(20,000) 42,749 千円	(1,420) 2,532 千円	(21,420) 45,281 千円
合 計	(20,000) 42,749 千円	(1,420) 2,532 千円	(21,420) 45,281 千円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(2,261) 3,859 千円	(100) 647 千円	
品 質 向 上 効 果	(29) 22 千円	— 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△50) △53 千円	(299) 317 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(151) 474 千円	— 千円	
計	(2,391) 4,302 千円	(399) 964 千円	

< 参考 >

	(16,806)	
① 当該事業費	: 38,864 千円	
	(6,927)	
② その他費用	: 21,933 千円	
	(23,733)	
③ 総費用 (①+②)	: 60,797 千円	
	(35)	
④ 年償還額	: 80 千円/年	
	(35)	
④' うち機能向上分	: 80 千円/年	
	(2,391)	
⑤ 年総効果(便益)額	: 4,302 千円/年	
	(1,149)	
⑥ 現況年総農業所得額	: 1,852 千円/年	
	(399)	
⑦ 年総増加農業所得額	: 964 千円/年	
	(46)	
評価期間	: 52 年	
割引率	: 0.04	
	(47,871)	
⑧ 総便益額	: 110,572 千円	

			(2.01)
⑨	総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.81 ≥ 1.0
			(0.030)
⑩	総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.043 ≤ 0.2
			(0.088)
⑪	増加所得償還率 (④' ÷ ⑦)	:	0.083 ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

〔 全 体 〕と同じ

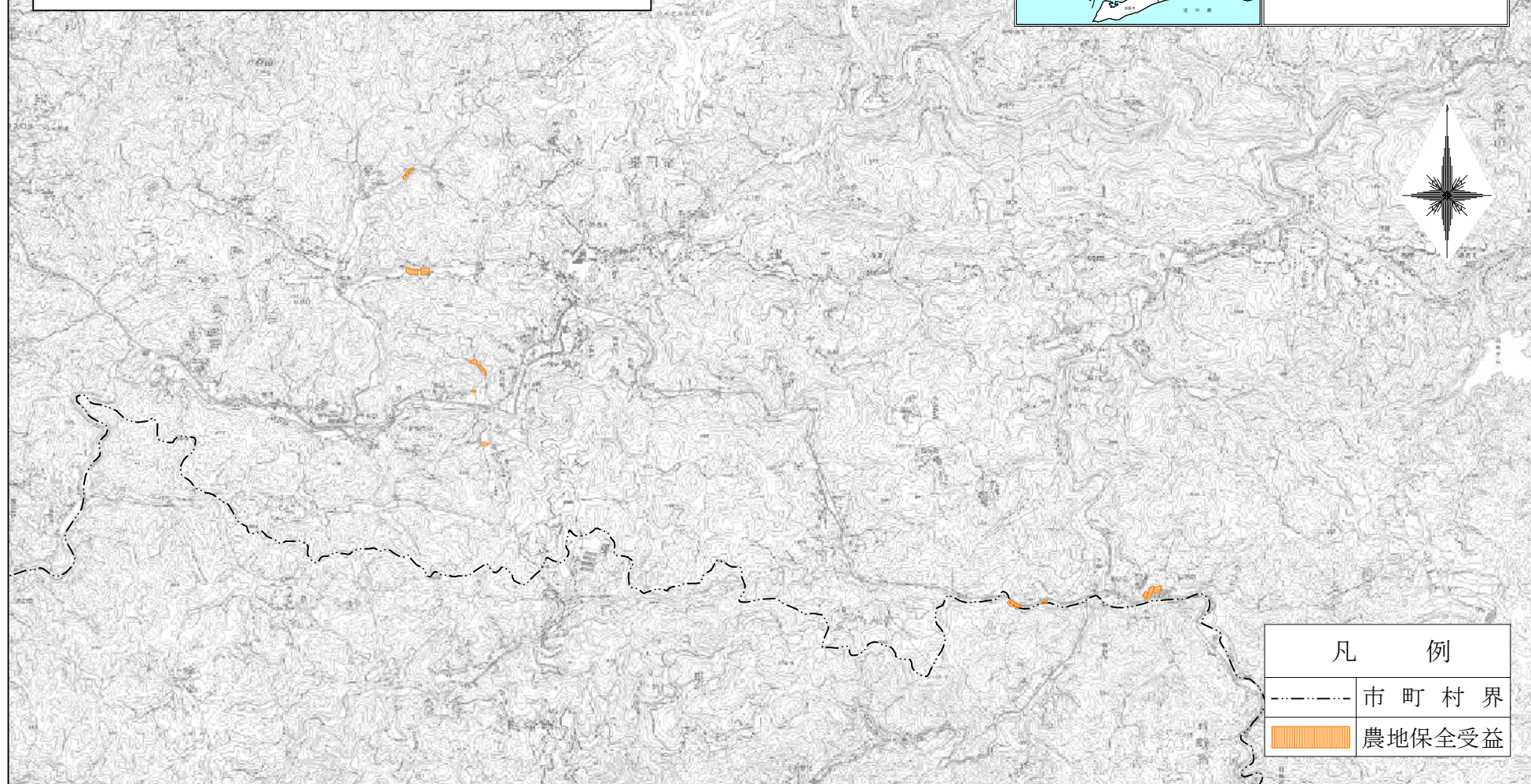
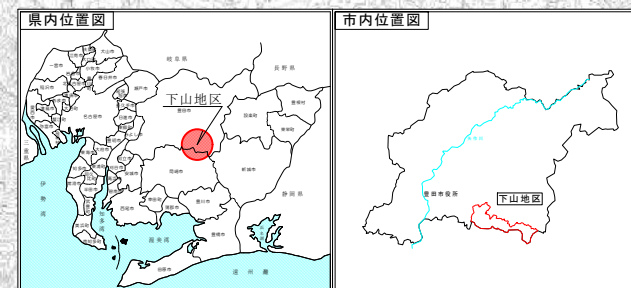
第9章 計画概要図

次頁のとおり

令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更後）

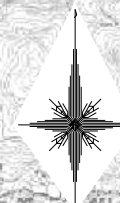
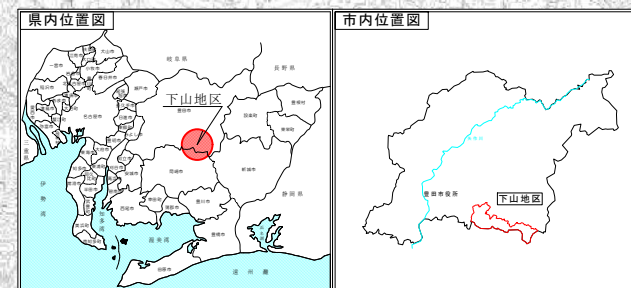
縮尺 1/50,000



令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更前）

縮尺 1/50,000



凡 例	
-----	市 町 村 界
■■■■■	農地保全受益

Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

各受益者

2．管理すべき施設の種類

承水路及び法面

3．貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(199)

年間管理費 約 212 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（下山地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

(21)
費 用 45 百万円

(20)
事業費^{※1)} 43 百万円

(1)
事務的経費^{※2)} 2 百万円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
農地保全	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
農地保全	—	100	—	—	

3. 土地改良法第 9 1 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

〔 全 体 〕と同じ

4. 地元負担の予定基準

〔 全 体 〕と同じ

5. 特別徴収金

〔 全 体 〕と同じ

〔 暗渠排水 〕

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

暗渠排水（土地改良法第2条第2項第7号暗渠排水）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より東におよそ 20km 離れている。旧下山村地域の内、花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、蘭町、黒坂町の 6 町から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和 40 年から平成 12 年にかけての県営ほ場整備及びその他ほ場整備等により面整備が行われてきたが、完了後 20～50 年程度が経過し、一部農地においては排水不良のため農地が湿田化しているため、営農に多大の労力がかかっている。

本事業は、暗渠排水整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

3. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	(4.0) 4.3	—	—	(4.0) 4.3	—	—	—	(4.0) 4.3
計 画	(4.0) 4.3	—	—	(4.0) 4.3	—	—	—	(4.0) 4.3

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 花沢町・下山田代町・蘭町・黒坂町

第2節. 地積

(平成30)(11)

(令和7年1月現在) 単位：ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	(4.0) 4.3	—	—	(4.0) 4.3	—	—	—	(4.0) 4.3

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

(2) 水利状況

〔全体〕と同じ

(3) 道路状況

〔全体〕と同じ

(4) 営農状況

〔全体〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

第3章 基本計画

(4.0)

本事業の受益面積は、4.3haである。

(単位：ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
暗渠排水	(4.0) 4.3	—	—	(4.0) 4.3

第1節．暗渠排水

暗渠排水を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節．環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節．工事

工事は、県営農地環境整備事業下山地区として、

(4.0)

暗渠排水 4.3ha を施工する。

予定工期

着手 令和元年度

(6)

完了 令和12年度（予定）

第2節．管理の要領

県営農地環境整備事業下山地区により造成された土地改良施設は各受益者が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合 計
暗渠排水	(16,000) 21,810 千円	(1,110) 1,535 千円	(17,110) 23,345 千円
合 計	(16,000) 21,810 千円	(1,110) 1,535 千円	(17,110) 23,345 千円

(平成30)

(令和6年度単価。消費税については10%で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
作 物 生 産 効 果	(631) 1,153 千円	(647) 1,153 千円	
営 農 経 費 節 減 効 果	(606) 701 千円	(606) 701 千円	
維 持 管 理 費 節 減 効 果	(△42) △47 千円	(△42) △47 千円	
国 産 農 産 物 安 定 供 給 効 果	(79) 187 千円	— 千円	
計	(1,274) 1,994 千円	(1,211) 1,807 千円	

< 参考 >

	(13,366)	
① 当該事業費	: 19,768 千円	
	(3,534)	
② その他費用	: 4,637 千円	
	(16,900)	
③ 総費用 (①+②)	: 24,405 千円	
	(28)	
④ 年償還額	: 41 千円/年	
	(28)	
④' うち機能向上分	: 41 千円/年	
	(1,274)	
⑤ 年総効果(便益)額	: 1,994 千円/年	
	(903)	
⑥ 現況年総農業所得額	: 1,664 千円/年	
	(1,211)	
⑦ 年総増加農業所得額	: 1,807 千円/年	
	(46)	
評価期間	: 52 年	
割引率	: 0.04	
	(22,027)	
⑧ 総便益額	: 38,587 千円	

			(1.30)
⑨	総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.58 ≥ 1.0
			(0.031)
⑩	総所得償還率 (④÷⑥)	:	0.025 ≤ 0.2
⑪	増加所得償還率 (④' ÷ ⑦)	:	0.023 ≤ 0.4

第8章 他の事業との関係

〔 全 体 〕と同じ

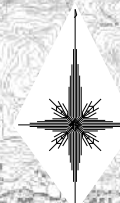
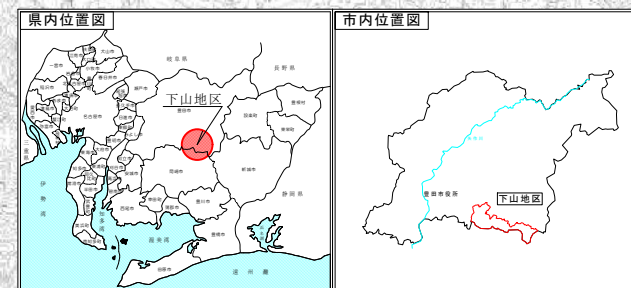
第9章 計画概要図

次頁のとおり

令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更後）

縮尺 1/50,000

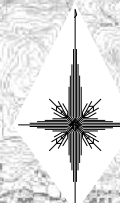
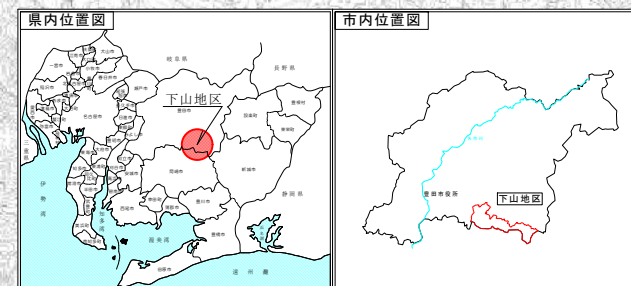


凡 例	
-----	市 町 村 界
■	暗渠排水受益

令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更前）

縮尺 1/50,000



凡 例	
-----	市 町 村 界
■	暗渠排水受益

Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

各受益者

2．管理すべき施設の種類

暗渠排水

3．貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

(42)

年間管理費 約 47 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（下山地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(17)
費 用	23 百万円
	(16)
事 業 費 ^{※1)}	22 百万円
事務的経費 ^{※2)}	1 百万円
	(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
暗渠排水	55	30	12.5	2.5	
(事務的経費)					
暗渠排水	—	100	—	—	

3. 土地改良法第 9 1 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

〔 全 体 〕と同じ

4. 地元負担の予定基準

〔 全 体 〕と同じ

5. 特別徴収金

〔 全 体 〕と同じ

〔 区画整理 〕

I. 土地改良事業計画の概要

第1章 目 的

第1節. 事業の種類

県営農地環境整備事業

区画整理（土地改良法第2条第2項第2号区画整理）

第2節. 事業の目的

本地区は豊田市の中心部より東におよそ20km離れている。旧下山村地域の内、花沢町、蕪木町、下山田代町、田折町、蘭町、黒坂町の6町から構成されている水田地帯である。

本地区は、昭和40年から平成12年にかけての県営ほ場整備及びその他ほ場整備等により面整備が行われてきたが、一部の農地は区画形状が不整形であるため、営農に多大の労力がかかっている。

本事業は、区画整理整備を行い、農作業及び維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化の進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。

3. 関係地積

単位：ha

地目 時点	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
現 況	0.4	—	—	0.4	—	—	—	0.4
計 画	0.4	—	—	0.4	—	—	—	0.4

登記簿地積による

第2章 地域の所在及び現況

第1節. 地域

豊田市 黒坂町

第2節. 地積

(平成30)(11)

(令和7年1月現在) 単位 : ha

現況地目 市町村名	田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	その他	計
豊田市	0.4	—	—	0.4	—	—	—	0.4

登記簿地積による

第3節. 現況

(1) 地域及び土質等

〔全体〕と同じ

(2) 水利状況

〔全体〕と同じ

(3) 道路状況

〔全体〕と同じ

(4) 営農状況

〔全体〕と同じ

(5) 地域環境の概況

〔全体〕と同じ

第3章 基本計画

本事業の受益面積は、0.4haである。

(単位 : ha)

事業名	田	畑	樹園地	計
区画整理	0.4	—	—	0.4

第1節. 区画整理

区画整理を整備することによって、優良農地の保全と農業経営の安定を図り、農作業の放棄による耕作放棄地の拡大の防止を図る。

第2節. 環境配慮

〔 全 体 〕と同じ

第4章 工事又は管理の要領

第1節. 工事

工事は、県営農地環境整備事業下山地区として、
区画整理 0.4ha を施工する。

予定工期

着手 令和 元年度

(6)

完了 令和 12 年度 (予定)

第2節. 管理の要領

県営農地環境整備事業下山地区により造成された土地改良施設は各受益者が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合 計
区画整理	(5,000) 3,972 千円	(350) 154 千円	(5,350) 4,126 千円
合 計	(5,000) 3,972 千円	(350) 154 千円	(5,350) 4,126 千円

(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

効果項目 \ 区分	年 総 効 果 (便 益) 額	年 総 増 加 農 業 所 得 額	備 考
営 農 経 費 節 減 効 果	(247) 286 千円	(247) 286 千円	
計	(247) 286 千円	(247) 286 千円	

< 参考 >

		(4, 136)	
① 当該事業費	:	4, 098 千円	
② その他費用	:	— 千円	
		(4, 136)	
③ 総費用 (①+②)	:	4, 098 千円	
		(31)	
④ 年償還額	:	27 千円/年	
		(9)	
④' うち機能向上分	:	27 千円/年	
		(247)	
⑤ 年総効果 (便益) 額	:	286 千円/年	
		(97)	
⑥ 現況年総農業所得額	:	119 千円/年	
		(247)	
⑦ 年総増加農業所得額	:	286 千円/年	
		(46)	
評価期間	:	52 年	
割引率	:	0. 04	
		(4, 270)	
⑧ 総便益額	:	6, 556 千円	
		(1. 03)	
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1. 59 $\geq$ 1. 0	
		(0. 320)	
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	0. 227 $>$ 0. 2	
		(0. 036)	
⑪ 増加所得償還率 (④' ÷⑦)	:	0. 094 $\leq$ 0. 4	

第8章 他の事業との関係

〔 全 体 〕と同じ

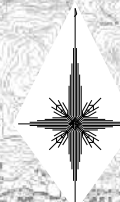
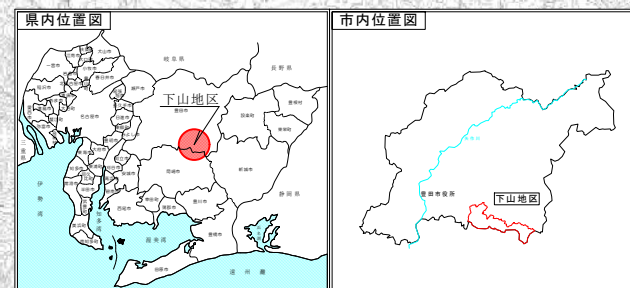
第9章 計画概要図

次頁のとおり

令和元年度 新規採択
令和 6 年度計画変更（第 1 回） 農地環境整備事業

しもやま 下山地区 計画概要図（変更無）

縮尺 1/50,000



凡 例	
-----	市 町 村 界
■	区画整理受益

Ⅱ．県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1．管理者

各受益者

2．管理すべき施設の種類

区画整理

3．貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4．管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

年間管理費 約 4 千円

(2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

5．その他管理方法に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

Ⅲ. 県営土地改良事業（下山地区）における事業費及び事務的経費の

負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

1. 土地改良事業に要する費用

	(5)
費 用	4 百万円
	(5)
事 業 費 ^{※1)}	4 百万円
事務的経費 ^{※2)}	0 百万円
	(平成 30)

(令和 6 年度単価。消費税については 10% で算定。

ただし、物価変動により将来変動することがあります。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和 48 年 7 月 23 日付け 48 構改 D 第 609 号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位: %)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
(事業費)					
区画整理	55	30	6	9	
(事務的経費)					
区画整理	—	100	—	—	

3. 土地改良法第 9 1 条の規定による分担金及び負担金の納入方法

〔 全 体 〕と同じ

4. 地元負担の予定基準

〔 全 体 〕と同じ

5. 特別徴収金

〔 全 体 〕と同じ